

New

## TOKUYA TIMES

とくや  
タイムズ豊流会  
個人版<http://ito-tokuya.com/tokuya>

伊藤 とくや

Summer, 2013, vol.25

## 東三河広域連合特集

最近耳にすることが多くなった「広域連合」について

## 25号発行についてのご挨拶

お蔭さまで伊藤とくや2期目7年目をこの春迎えました。

そしてこの春、平成25年度議会選出監査委員に選任されました。今まで議員として知り得なかった情報に基づき、監査委員会で質問できる一方、委員会内で知り得た情報については守秘義務があります。また、一般質問はできないという議会の慣例があります。

そこで、本年度のTOKUYA TIMESは、皆さんとともに考えてみたいテーマに基づいた内容とすることとしました。

今回取り上げたのは東三河広域連合です。そもそも広域連合とは何なのか？合併とはどの様に違うのか？どの様なメリットをもたらし、逆にデメリットはあるのかなど、2重行政であると批判もあるなかで、否定的・ネガティブではなく肯定的・ポジティブに広域連合を考えてみることにしました。

## 東三河基礎データ

(出典:平成22年 国勢調査)

※東三河の人口は減少している。  
※他の比較データとしては、各自自治体の財政力指数、農工商のデータ、議員定数、自治体職員数なども興味深い。興味のある方は伊藤とくやホームページをご覧ください。



市町村	面積㎡	総人口	15歳未満	15~65歳	65歳以上
豊橋市	261.35k	376,665人	14.80%	64.50%	20.70%
豊川市	160.75k	181,928人	15.10%	63.50%	21.50%
蒲郡市	56.81k	82,249人	13.20%	61.80%	25.00%
新城市	499.00k	49,864人	12.40%	59.10%	28.40%
田原市	188.81k	64,119人	13.60%	64.00%	22.40%
設楽町	273.96k	5,769人	8.80%	47.70%	43.50%
東栄町	123.40k	3,757人	8.10%	44.50%	47.40%
豊根村	155.91k	1,336人	10.00%	44.30%	45.70%
合計	1719.99k	765,687人	14.20%	62.70%	22.10%

## —そもそも、広域連合ってなあ～に？—

☞ 広域連合とは、いくつかの市町村(県が参加することもあります)が協力し、それぞれの行政区域にとらわれず、広域にわたる地域づくりや行政サービスの提供を行う組織です。

■ 法律上は特別地方公共団体と位置づけられ、県や市町村のように行政の長(広域連合長)と議会(連合議会)を持ちます。

■ 豊橋市は、県下の全市町村による後期高齢者医療広域連合に参加しています。

## —市町村合併と、どの様に違うの？—

☞ 市町村合併は、いくつかの市町村が合わさってひとつの市町村になることで、合併後はひとつのまちづくりの方針のもと、すべての事務を統一的に処理することになります。

■ これに対して広域連合は、いくつかの市町村により新たに作られる「組合」のひとつで、市町村は引き続きそれぞれのまちづくりを進めながら、広域で共同で行う方がメリットが大きい事務だけを処理することになります。そうした点で、そもそも全く別のものなのです。

## —どんなメリットがあるの？—

☞ 行政の事務の中には、ひとつの市町村だけで行うのは難しいが、広域で力を合わせて取り組むことでできるようになる、あるいは効率を高めることができるものがあります。広域連合は、構成する市町村と協力しながらそうした事務の実施主体となるものです。

■ つまり、広域連合のメリットとしては、新たな取組みを通じ一体的な地域づくりを進めることができること、事務を共同で処理することにより全体として経費を削減できることが挙げられます。

■ また、広域連合は、国や県が処理する事務の権限を譲り受けることができます。事務の権限だけでなく財源や人材なども譲り受ける必要がありますが、住民にとって身近な市町村が共同して県に代わって事務を処理することできめ細かな住民サービスを提供できるのも大きなメリットです。

## —二重行政になりそう？—

☞ 広域連合は、共同処理のため市町村から切り取った事務、あるいは権限移譲により県から切り取った事務を行うため、基本的には二重行政になることはありません。あらかじめそれぞれの役割分担を明確にするとともに、必要なことは条例などできちんと定めることが大切です。

## 東三河が設立を目指す広域連合について

### —なぜ東三河は広域連合を選んだの?—

東三河8市町村で構成する「東三河広域協議会」では、この地域が持続的に発展していくためには新たな広域連携体制をつくり地域力を高める必要があるとし、「東三河はひとつ」という共通認識のもとで広域連合の設立を目指すこととしました。

■広域連合とした理由は、法定協議会、一部事務組合など様々な広域連携制度を比較検討した結果、地域づくりに主体性を持って取り組んでいけること、県からの権限事務の受け皿になれるなどこれからの東三河の広域連携体制として最も優れた制度であると認められたためです。

### —東三河が目指す広域連合とは?—

これまでで全国で設立されている広域連合の多くは、前に述べました後期高齢者医療をはじめ介護保険や消防など、特定の事務を共同処理することが主となっています。

■東三河が設立を目指す広域連合は、全国に例をみない総合的な広域連合で、東三河から全国に向けて新たな地方行政の形を外に向けて発信していきたいとしています。また、設立当初の事務にとどまることなく、事務のさらなる拡充、さらには県からの権限移譲など成長する全国の広域連合を目指すとしています。

### —東三河広域連合について「もっと知りたい」—

スケールメリット ⇨ 新たな財源の確保、情報発信力強化

デメリット ⇨ 県との関係、それぞれのお家事情

似ているようで解りづらい ⇨ 道州制との違い

スローガンに終わらない、課題解決に向けて

東三河広域連合調査特別委員会へ企画部が平成25年6月に示した資料で私が特に着目したのは、設立後3年以内に取り組む市町村の事務(仕事)の共同処理を中心とした、先ずはここから取り組むという第1期の事務例と、次に着手する県から権限移譲を伴うものや規模が大きいものなどや、体制や財源など実現が必要な環境が整うまでや色々な機関と調整が必要であるとする第2期の事務例でした。

### —広域連合は良くわからないという意見が多い—

設立に向けた議論を一層深めていくためには市民の皆さんとの情報共有が欠かせない。

そんなに精緻でなくてもよいので、次の諸点については見込みを示しては欲しい!

■広域連合により行政の形がどう変わるのか?

■広域連合により住民サービスがどう変わるのか?

■広域連合により財政的な効果がどの程度見込まれるのか?

## 伊藤とくやの意見とまとめ

東三河広域連合について住民への周知活動が必要だということは行政も議会も一致するところだが、私は伝えるだけでなく未来志向で議論することが大切であり、多面的な視点でメリット、デメリットを論じるべきではないかと思う。そして結果として8市町村のメリットが確実に多いこと!

### ■責任があやふやにならないしっかりした計画と組織づくり

そのためには、真に東三河はひとつとなってよかったと言える結果をもたらす緻密な計画と、権限と責任が明確化された体制が必要だと思う。

### ■(監査委員の立場から)行政評価、行政コストを念頭に置く

大きい都市こそ一件あたりの事務事業の処理コストは安くなる場合が多く、また建築や物品購入・各種契約についても大きな都市ほど比較事例も多いことから精緻な監査が可能である。広域連合により東三河8市町村は域内の先進都市に倣った質の高い行政評価とともに、行政コスト計算書を作成導入しなければならないと思うが、それが出来るのか?

### ■国道23号バイパスを例とすれば・・・

今年6月23日に開通した国道23号バイパス開通を例とすると、国道一号線の渋滞緩和などメリットは多い。通勤時間は短縮し、渋滞による経済的なロスや排ガスによる環境への負荷は軽減し、同時に土盛りした道路は津波の際には防波堤の役割や高台機能も持つ。

しかし財政的な負担は勿論だが、経済的なデメリットについては、例えば商業や観光などではスロー現象といった他市への流出の課題も出てくる。

また、本市における交通事故の原因のひとつに幹線道路の渋滞が挙げられていたが市内での事故も本当に減るのであるか? など期待された2次の効果も含めたきちんとした検証が必要である。

### ■東三河における広域連合は、ある意味アベノミクスと同様!

アベノミクスと同様、広域連合は東三河にとって良いこともあれば新たな問題も派生する。メリットもあればデメリットもある。今考えなければならないことは政治を他人任せにするのではなく、市民一人ひとりが我がことと捉えてもらえるよう、自分自身の視点に基づいて大きな政策を理解し意見を述べてもらうことであり、私自信に置き換えれば行政の考えを時代背景とともに理解し、再分析すると同時に、皆さんから頂いた意見を基に時には質問というかたちで疑義をただし、提案していくことである。

その際私が大切にしているのは、「地域産業の衰退による生産労働人口の減少、それを起因とする負の連鎖など、地域活力の低下、地域文化の衰退、事業継承問題、子育てしにくい地方都市」といった将来の危機感やヒステリーによる負の感情に突き動かされるのではなく、成熟社会日本のだ真ん中の大いなる田舎「豊橋・東三河」の良いところを膨らませ、問題をあらかじめ解決するなど最小にすること ⇨ それが「東三河広域連合」である。

新しい時代を喜び、新しい価値を求めて、新しい発想で人と人がつながり、価値を認め合えるプラスである正の感情に突き動かされた「わくわくする豊橋・東三河」への東三河を挙げた取組と体制が必要だと思う。

■「新たな広域連携」により、今までは単独の市町村では実施が困難である広域的な事業とはなにか?

■「権限移譲」に基づき、今までの県の事業のうち、東三河の広域連合が行うことでどの様な住民サービスが向上するのか?

■市町村事業のうち広域連合が行うことで効率が良くなる「共同処理」事業は何なの?

これらについては既に1期・2期と分けて本市は資料化しているが、これを東三河に広げなくてはならない。東三河8市はそれぞれの事情を抱え、ひとつの問題は多面的であることを理解し、その解決のために市民や市民代表が議論することで、さらに高齢化が進むなかでも明日に希望が持てる、生活の質(QOL)が担保された東三河の着実な実現に向けた、界を越えた議論の高まりに期待し今号を終わりとす。

**あとがき** 豊橋市防災リーダー養成講座を修了するとともに、日本防災士機構による防災士資格試験を全問正解で合格いたしました。また東三河11校の高校生と気仙沼市の被災地支援に赴き、これからのまちづくりについて示唆を得ました。

アベノミクスで少し明るさを見せた今こそ安心安全や環境にも配慮した人口減少社会への対応をすべき「時」であり、わが東三河は新しい日本のグランドデザインの先駆としての大いなるポテンシャルを有していると思います。

### 市政報告会の御案内

9月24日(火)午後7時より

松葉町カリオンビルにて開催

是非お越しください!

出張報告会大歓迎です。  
ご連絡下さい。

### 発行

伊藤とくや事務所  
豊橋市松葉町 3-68  
FAX : 0532-56-5521  
TEL : 0532-53-4556  
[bbito@mx1.tees.ne.jp](mailto:bbito@mx1.tees.ne.jp)  
携帯 : 090-3855-9696